

学校給食費の負担軽減事業を行います

エネルギー・食料品価格等の物価が高騰する中で、保護者の経済的負担の軽減を目的として、2月分と3月分の学校給食費を免除します。

●町立小中学校に通学している方

免除期間▶2月分と3月分

免除方法▶2月分と3月分の口座引き落としは行いません。

(毎月の給食費が口座から引き落とされている保護者の方は、手続きはありません。)

アレルギーなどのため、昼食を持参している児童生徒の保護者の方には、給食費の月額2か月分を上限に差額分を支援金として交付します。

●町立以外の小中学校に通学している方

2月分と3月分の、学校での昼食に要する費用に対して、町立小中学校給食費の月額2か月分を上限に、次の対象者に支援金として交付します。

支援金について

小学生…月額4,350円

中学生…月額5,150円

いずれも上記の金額を上限に2か月分(ただし、中学3年生については、3月分は月額3,630円)



☑ 下記の①～③のいずれかに該当し、かつ④を満たす方の保護者

①町内在住で伊奈町以外の小中学校等に在籍している方

②町内在住で特別支援学校の小学部または中学部に在籍している方

③欠席やアレルギーなどの理由で、学校給食を食していないため給食費の全部または一部を支払っていない方

④生活保護による教育扶助の支給を受けていない、または他の制度により学校給食費の免除や全額補助を受けていない方

☑ 町ホームページから「給食費負担軽減支援金交付申請書」と「申立書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、振込先口座の通帳口座番号を記載したページ部分の写しを添付し、2月29日(木)までに学校教育課に提出。

※「支援金交付申請書」と「申立書」は、学校教育課窓口でも配布しています。

☎ 学校教育課 ☎ 2 5 3 3

・伊奈町学校給食費負担軽減支援金交付申請書

・申立書

・価格高騰対策学校給食費負担軽減事業実施要綱



給付金の申請はお済みですか？

■子育て世帯への生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に伴い家計が悪化している低所得者の子育て世帯に対し、生活支援として5万円を支給しています。

まだ、申請がお済みでない方は、2月29日(木)までに郵送(必着)または子育て支援課に申請書を提出してください。

支給要件など詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※すでに今年度給付金を受けている方は対象外です。

☎ 子育て支援課 ☎ 2 1 6 0



■価格高騰対策子育て世帯応援給付金

エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受ける子育て世帯に対し、0歳から15歳の中学生までの児童1人あたり1万円を、また、16歳から18歳の高校生世代の児童1人あたり2万円を支給しています。

申請が必要な方は、3月15日(金)までに郵送(必着)または子育て支援課に申請書を提出してください。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※すでに今年度給付金を受けている方は対象外です。

☎ 子育て支援課 ☎ 2 1 6 0



■価格高騰対策緊急支援給付金

住民税非課税世帯を対象にした緊急支援給付金(1世帯あたり7万円)の申請期限は、4月30日(木)までです。期限内に申請してください。



☎ 伊奈町給付金担当

☎ 7 2 1 - 2 1 1 1

2024 伊奈町キャッシュレス決済キャンペーンを実施します

実施期間 **3月1日(金)～31日(日)**

物価高騰による影響の負担軽減と町内事業者の活用を促進して地域活性化を図るため、キャッシュレス決済でお支払いをした方へポイントなどを還元するキャンペーンを実施します。

☑ 町内参加店舗で対象のキャッシュレス決済を使用してお支払いをした場合に、決済金額の30%をポイントなどとして還元します。

1回のお買物での還元上限額▶3,000円相当

期間中の還元上限額▶20,000円相当(対象のキャッシュレス決済ごと)

対象のキャッシュレス決済▶auPAY、d払い

※上記内容は、状況により変更となる場合があります。

※予算額に達した場合は、早期終了することがあります。

※対象店舗など詳しくは、auPAY、d払いのアプリ内でご確認ください。

☎ 伊奈町商工会 ☎ 7 2 2 - 3 7 5 1

清のひとこと——大島清

年末年始を迎えて



新年を迎えるにあたり、年末になると思い浮かべることとして「餅つき」があります。昔から九日餅は良くないと伝えられているので、我が家では、毎年12月30日に餅つきをしています。最近は少なくなりましたが、昔は多くの家庭で臼と杵きねを使って餅つきをし、年末になると隣り近所でその音が聞こえてきたことを懐かしく思います。三が日は、我が家でついた餅が入った雑煮をいただくことで正月気分を味わうことが、楽しみのひとつでもあります。

また、年が明けて初詣に出かけるのも、我が家では恒例となっています。今年も、我が子と孫、合わせて11人で町内の神社にお参りに行きました。元日は北風が強く吹いていましたが、天気が良く、参拝客は大勢列を成していました。毎年、「今年一年が災害もなく、元気で過ごせますように」と祈願しており、今年も同じ祈願をいたしました。

順調な一年のスタートと思えた矢先、「1月1日16時10分ごろ、石川県能登半島で最大震度7の揺れを観測する大地震が発生」という信じ難いニュースが飛び込んできました。「なんてことだ。災害のない一年を祈願したばかりなのに。」私は、人命第一、被害は最小限に留まってほしいと願わずにいられませんでした。

時が経つにつれ、被災地では多くの方が犠牲となり、行方不明の方も大勢おられる被害状況が明らかになりました。これを受け、町では、1月6日の朝7時に危機管理課を中心とした職員4名で役場を出発し、水や毛布、食品などの支援物資を石川県と調整したうえで、現地に届けてまいりました。今後も、埼玉県と連携を図りながら、職員の派遣をはじめ、できる限りの支援を行ってまいりたいと存じます。

被災地の復興、そして、被災された皆さまに一日でも早く平穏な生活が訪れますこと、心より願っております。

旭日単光章を受章



故 田中久枝氏

田中氏は、昭和62年5月伊奈町議会議員に当選し、以来、平成15年4月までの16年間在職され、地方自治の発展に尽力されました。このたびの受章は、これらの功績が認められたものです。

12月定例議会

令和5年12月定例議会は、11月28日に開会し、令和5年度一般会計補正予算など町長提出の議案など20件を原案どおり可決し、12月12日に閉会しました。

主な町長提出議案

- 伊奈町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例＝新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたため、所要の改正をするものです。
- 伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例＝国民健康保険事業の健全な運営を図るため、所得割額および被保険者均等割額を見直し、また、出産被保険者に係る減額措置に関する規定を整備するものです。
- 伊奈町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴い、施設入所などに係る取り扱いを見直すものです。
- 工事請負契約の一部変更について＝第1調整池浚渫工事の工事請負契約中の契約金額を変更するものです。
- 公の施設の指定管理者の指定について＝令和6年4月から5年間、社会福祉法人伊奈町社会福祉協議会を伊奈町ふれあい福祉センターの指定管理者として指定するものです。